

草津市国民健康保険運営協議会 平成29年度第3回

日時 平成29年12月21日(木) 午後1時30分～午後3時30分

場所 草津市役所 2階 特大会議室

出席者

公益代表：山本 正行委員 中島 直樹委員
喜田 久子委員 田中 みや子委員

被保険者代表：磯山 信夫委員 辻 良彦委員

保険医・薬剤師代表：小林 友也委員

被用者保険代表：西田 毅委員 小林 忠司委員
草川 渉委員

事務局 西健康福祉部長、杉江健康福祉部副部長
田中保険年金課長、永池納税課長
久泉介護保険課長、井上税務課長
太田地域保健課長、大西税務課専門員
奥谷健康増進課参事、井上健康増進課専門員
紫田保険年金課副参事

部長挨拶

皆様、こんにちは。委員の皆様方には、大変お忙しい中、協議会に御出席にいただきまして、ありがとうございます。さて、御承知のとおり、平成30年度からの国民健康保険財政運営が都道府県へ移行することになっております。このことに伴いまして、今年の10月に、国から都道府県に対しまして、納付金等を算定するための仮係数が示されたところでございます。11月に、滋賀県から仮係数に基づく納付金および標準保険料率が示されたところでございます。本市といたしましては、今後、滋賀県から示されました納付金および標準保険料率を参考としながら、国保財政運営の都道府県への移行がスムーズに行えるよう、国民健康保険の適正な運用を図ってまいりたいと考えております。本日は、この仮算定の結果についてご説明させていただき、それとともに平成30年度以降の国民健康保険事業の運営について御説明させていただきます。また、今年度、草津市では、草津市特定健康診査等策定委員会をお開きいただきまして、策定しております草津市国民健康保険保健事業推進計画案がまとまってまいりました。これについてパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。パブリックコメントにつきましては、健康福祉分野で9つの計画について改訂または中間見直しを行ってまいりました。資料の上から4番目にあります草津市国民健康保険保健事業推進計画案、こちらの方が国保に関わる計画ということで、第3期の特定健康診査等実施計画と第2期のデータヘルス計画を一体的に定めようと検討しているものでございます。パブリックコメントの募集期間でございます。

すが、12月20日から来年の1月22日までの間を募集期間とさせていただいております。意見の提出方法でございますが、草津市役所健康福祉政策課とございますけれど、委員の皆さまには保険年金課の方に御意見等がありましたら、お寄せいただきたいと思います。計画の内容につきましては、この後、議題の中で詳しく御説明をさせていただきます。本日予定しておりますのは以上の案件でございます。限られた時間でございますが、みなさまには忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申しあげたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

審議事項

1. 納付金等の算定結果（仮算定）について

○スケジュール

納付金および標準保険料率の仮係数に基づく推計が、11月24日に滋賀県から示されました。この数値に基づいて、平成30年度の当初予算や国民健康保険税率の検討を行っております。なお、納付金および標準保険料率の確定係数に基づく推計が、来年の1月末頃に滋賀県から示される予定です。

○国保事業費納付金の市町村への配分（イメージ）

- ・国の考え方：保険料収納必要額を市町村ごとの被保険者数と所得水準で按分し、それぞれの医療費水準を反映することにより市町村ごとの納付金の額を決定。
- ・滋賀県：県内の医療費の格差が少ないことから医療費水準を反映せず、被保険者数と所得水準による按分で算定。

○納付金額

・県全体の納付金総額が約355億円、草津市の納付金額が約32億で、本市の県全体に占める割合は約9%。

○保険料見込額

県が算定した標準保険料率での保険料見込額は、約23億5,000万円、現行税率では、約22億3,000万円で、差引額で約1億2,000万円。区分毎で比較しますと、後期分と介護分の保険料見込額について、現行税率の方が多い状況です。

○1人あたり・1世帯あたり保険料見込額

県が算定した標準保険料率での1人あたり保険料見込額は、約11万4,000円、現行税率では、約11万2,000円で、差引額で約2,000円となります。県が算定した標準保険料率での1人あたり保険料見込額は、約17万円、現行税率では、約16万円5,000円で、差引額で約5,000円となります。

○税率の比較について

標準保険料率と現行税率で比較しますと、標準保険料率の方が高いものとして、医療分の所得割が0.64%、均等割が2,957円、平等割が1,747円、後期分の均等割が647円となります。

質疑等

Q：資料1の4頁で、草津市の保険料の28億9,000万円から23億5,000万円に、5億4,000万円が軽減となるとのことだが、保険料の軽減額の内訳を説明してもらいたい。また、どこの市も医療費が上がっていく中で基金の取り崩しと法定外の一般会計からの繰入で凌いでいるが、どの程度か教えていただきたい。

A：5億4,000万円の保険料の内訳は、保険料軽減分として、県から4分の3が補填いただくのと、4分の1は市の一般会計から繰り入れるものでございます。

Q：5億4千万円は、草津市単独で試算されたということか。

A：そのとおりです。

Q：試算すると軽減分が5億4,000万円あるが、前年度繰入金、基金繰入金、法定外の一般会計繰入金と、この中の内訳ということか。

A：23億5,000万円については、軽減分しか入っていないものです。ここから基金とか法定外の一般会計繰入金とかの考えが入ってくることと、基金につきましては、資料2の方で議論させていただきたいと思います。

Q：資料1の4頁で26億8,000万円と実際に入ってくる23億5,000万円の差は何で確保するのか。

A：保険料軽減分として、県から4分の3が補填いただくのと、4分の1は市の一般会計から繰り入れて、5億4,000万円を賄うということになります。

Q：資料1の5頁で、現行税率だと22億3,498万4,000円、標準保険料率で23億5,305万1,000円の保険料とのことだが、平成29年度の決算を見ても収入オーバーで基金に積み立てており、現行税率でも賄えている状況の中で、都道府県単位化になったことにより、税率を上げる必要がでてくるのか。

A：平成27年度に国の方から保険者支援制度の拡充ということで、国保財政基盤の強化策として、国が1,700億円の公費が投入されたこととなりますが、その時の趣旨が低所得者や中間所得者層への配慮ということで、国の公費を投入することで、草津市におきましても平成27年度から国民健康保険税率の見直しをさせていただいたところで

す。運営協議会の中でも議論いただいたように、基金を活用しながら今日まで進めてきたところであり、6頁の1世帯あたりの医療給付費を見ていただいておりますように、県が示した標準保険料率よりも10%の差が出ており、平成27年度以降、保険料の見込額を抑えてきたことの差です。県が示した標準保険料率と現行税率との間にこのような差が出てきているというところです。後期等につきましては現行よりも少なくなっています。医療分については、これまで負担軽減を図ってきた結果かと思えます。

Q：現行税率で賄えています、県が示す標準保険料率では、医療分の納付金を必要以上に収めていることにならないのか。

A：医療分については、県全体で支え合う仕組みになりましたので、必要な医療費は全部県から入ってくることとなりますので、そのリスクはなくなることとなります。県全体で医療費を出して、草津市の分を算定しますと、県内で2番目くらいに所得水準が高い状況でありますので、これくらいの率になってくると、現行の今までのあり方ということで、このような差が出ているのかと推測されます。

Q：納付金について、県全体と草津市分との按分の根拠を示してもらいたい。2頁にある被保険者の人数と所得水準の按分の根拠を説明できるか。

A：資料1の5頁の納付金額の割合で9%と説明させていただきましたが、被保険者数の状況でいいますと、県が291,110人のうち、本市が24,745人で8.5%、所得水準の状況で見ますと、県の1,645億2,234万4,098円のうち、本市が163億2,152万9,805円で9.9%となっております。被保険者の割合が8.5%、所得水準の割合が9.9%ということで、全体で見ますと9%の状況です。

Q：資料1の3頁で、県から納付金が示されているが、標準保険料率の数値はどのような役割をしているのか。標準保険料率は何段階あるのか。

A：国がガイドラインを示しまして、都道府県が納付金と標準保険料率を示すことになっております。県からきた標準保険料率につきましては、2通りありまして、2方式として所得割と均等割、3方式が市町ごとに示されることとなります。

Q：それぞれ19とおありあるということか。

A：19とおあります。県全体の概要と、19市町の19とおりの数値が付いてきまして通知されるというイメージでございます。

Q：県の方で料率も含めて示されるということか。

A：国の方から県の方に納付金の算定システムというソフトが配布されていまして、県はソフトを使いまして、各市町から基礎的な数値をもらうこととなります。それを19市

町集めまして、国からは係数が示されますので、それらを入力して機械的に回していくというイメージになります。国が示しているフォームに沿って、納付金や税率などが示されるということです。

Q：法定外の一般会計繰入金について、赤字補填のものがあるが、草津市ではどうか。

A：問題になっていますのが、決算補填目的の繰入ということとですが、草津市では、決算補填目的の一般会計繰入はありません。決算補填目的以外の部分で、福祉医療の波及分や保健事業などで法定外の繰入をさせていただいています。決算補填目的の一般会計繰入は、県の運営方針の中で、平成35年度までに段階的に解消を目指していこうという取り決めです。

2. 平成30年度草津市国民健康保険事業の運営について

○国民健康保険の状況について

平成30年度の被保険者数は前年度より若干減少して24,462人を見込んでおり、被保険者数の傾向として、一般被保険者は増加傾向ですが、退職被保険者は、減少すると見込んでいます。

世帯数については、15,524世帯となっており、前年度と比較してわずかに減少しています。

介護保険第2号被保険者については、6,839人となっており、前年度と比較して減少しています。

○保険給付費の推移

平成30年度は、全体で、82億4,463万5,000円で、前年比94.51%で、減少を見込んでいます。

医療の高度化等により増加要因がありますが、被保険者数の動向と連動して減少し、医療費の伸びが鈍化していますので、今後、医療費の動向を注視する必要があります。

○保健事業費の推移

保健事業費は、1億2,603万5,000円で、減少見込みです。

保健事業費普及費は、2,407万9,000円で、わずかに減少見込みです。

特定健康診査等事業費は、1億195万6,000円で、増加見込みです。

○国民健康保険税率の推移

賦課区分ごとの収支状況に応じて、年度ごとに税率等の見直しを行っております。また、課税限度額は、国の税制改正の大綱による地方税法等の改正に基づいて見直しを行っております。

○国民健康保険特別会計の決算状況

準備積立金の状況につきましては、平成29年度末保有額は、6億8,517万6,000円という状況です。

○財政収支見込み

平成30年度まで（平成27年度～平成29年度）の財政見込については、現行税率を据え置くと、基金繰入金2億5,259万7,000円が必要となり、平成30年度末の準備積立金の保有額は、4億3,296万となります。

○準備積立金

本市の現在の準備積立金保有の考え方としては、平成30年度の国保改革に伴い、県に財政安定化基金が創設、国の財政支援が拡充されるなど財政リスクが分散・軽減されるため、国保改革までの間、低所得者や中間所得者層に配慮し、準備積立金の財源を使いながら、被保険者の負担軽減を図り、国保運営の安定化に努めることとしています。

平成30年度からは、従来のような急激な医療費の増加リスクが軽減され、特に医療分の大きな変動は少ないことから、準備積立金保有に与える影響は少ないと考えます。

厚生労働省通知の「都道府県及び市町村における平成30年度国民健康保険特別会計予算編成にあたっての留意事項について」では、市町村で独自の基金を保有する場合、その積立金は、決算剰余金を生じた場合において、地方財政法第7条の規定による地方債の償還財産に充当すべきものを控除した額の範囲内において、保険者の規模等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたいとのことです。

○平成30年度以前の国民健康保険税率について

- ・賦課区分毎の収支の均衡を図れるよう改正すること。
- ・課税総額を3方式で算定すること。
- ・応能割合と応益割合を、国の標準割合である50対50を基本とし算定すること。
- ・基礎課税分については、複数年度の財政収支を見込むことが困難であることから、翌年度の収支見込みを算定し、必要額を確保すること。
- ・後期高齢者支援金等課税分については、厚生労働大臣が定める0歳から74歳の被保険者一人あたりの負担見込額および率により算定された後期高齢者支援金の財源を確保すること。
- ・介護納付金課税分については、厚生労働大臣が定める第2号被保険者一人あたりの負担見込額および率により算定された介護給付費納付金の財源を確保すること。

○平成30年度以降の税率改正の基本的な考え方

- ・賦課区分毎の収支の均衡を図れるよう改正すること。
- ・課税総額を3方式で算定すること。
- ・応能割合と応益割合を、国の標準割合である50対50を基本とし算定すること。
- ・滋賀県が示す納付金額や標準保険料率を参考に、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の必要額を確保すること。

○国保制度改革に伴う課題

- ・これまで保険給費を見込み、保険料率を算出してきたが、今後は納付金を見込みをたて、保険料率を算出する必要があること。
- ・納付金の確定が1月末ごろになるため、予算編成および保険料率の改正等の調整が難しいこと。
- ・国保制度改革による保険料の急激な上昇は避ける必要があり、激変緩和を講じるなど、制度改革がスムーズに移行できるよう配慮する必要があること。
- ・準備積立金のあり方を検討する必要があること。

質疑等

Q：これまでは、医療費の算定などを行って国民健康保険税で賄うということだったが、これからは、納付金が示されて、国民健康保険税などで賄うという形に変わるということか。

A：県から標準保険料率が示されるときに、賦課区分ごとに納付金が示されます。それを草津市として国民健康保険税として集めなければならないということにして、2頁のとおり賦課区分毎に納付金が示されています。

Q：保険料率は、標準保険料率にすることで決まっているのか。

A：あくまでも、県が示した標準保険料率は、各市町では参考にしていこうということになりますが、標準保険料率は市が目指すべき税率である認識しておりますので、そこに向かって見直しをしていく必要があると考えております。先ほど質問のありました基金ですが、平成30年度は基金で賄うことができますが、今のままですと、3年後には基金が枯渇するという状況です。

Q：草津市の場合は、所得が高いから納める納付金額が高くなるということだが、高くなる部分に対して、基金を取り崩して対応していくということになるのか。

A：その点を議論していただきたいと思っております。今後の基金のあり方について御意見をいただきたいと思っております。現行税率ですと、3年後には基金が枯渇すると

いう状況ですので、国保制度改革までの間は基金を活用しながらと考えていたところですが、医療費が伸びなかったということで幸いにも基金が残ってしまったということで基金を活用してどうしていくかということになってくるのですが、そのあたりの御意見をいただきたいと思っております。

Q：納付金については、医療費の多寡により、納付金の精算が発生するのか。

A：納付金につきましては、12月末に確定しましたら精算は発生しないということです。2年後精算等は一切なく、毎年、示された額を払っていくという形になります。

Q：過去の実績からの状況で思った以上に医療費が伸びなくて、基金を取り崩したけれど、基金に繰り入れたということもありましたが、納付金を納めても過納付というは発生しないのか。そういう場合、どのように処理されるのか。過納付はありえないのか。

A：過納付はありえないことになっています。確定したら、それを払うということです。

Q：医療費はその年度で決まるのか。

A：納付金の算定にあたっては、平成24年度から平成26年度までの3年間の医療費を使って算定しました。本来ですと、平成27年度から平成29年度までの3年間の医療費を使って算定するところですが、平成27年度から平成28年度の医療費について、C型肝炎の関係で、薬剤が急激に下がったということで、推計上、良くないのではないかということで、国が平成24年度から平成26年度までを使っても良いという考えを示されたもので、県では平成24年度から平成26年度までの3年間の医療費を使って見込みをされたというところであり、来年度はどのようになるかはまだわからないですが、今回は、平成24年度から平成26年度までの3年間の医療費を使ったというところ です。

Q：市の方では来年度の予算を編成されているが、県から1月末に確定計数を出されたときに、市は確定計数に基づいて予算を差し替えられるのか。仮係数の予算編成をして補正予算で対応されるのか。基金条例の内容を変更される予定はあるか。そのあたりはどうか。

A：当初予算の現行税率で予算編成を行っております。年明けに予算の修正の期間がありますので、それまでの間、審議いただいた内容を踏まえて、市として税率を示す必要があるかと思っております。確定計数で予算を差し替えるのはタイミングとして難しいと思っております。仮係数で予算を編成することになるかと思っております。基金条例につきましては、国民健康保険条例に準備積立金という項目がありまして、今回、修正するところは特になかったことから、改正等は考えていません。

Q：仮算定で予算要求するのか。

A：仮算定では要求はしていません。仮算定よりも前に、予算の提出締切がきましたので、現行税率で予算要求をしています。本算定については難しいところで、納付金については来年の9月などに補正対応になると思います。

Q：資料2の1頁で、被保険者総数が25,363人から24,462人ということで、減少している要因はどのように考えているか。

A：平成28年10月に被用者保険の適用拡大があり、それまでも減少傾向にありましたが、501人以上の事業所で月に88,000円以上の収入で1年以上雇用されている方、学生は除く方については、被用者保険を適用することになるということで、国民健康保険から被用者保険に移られたということで減少しております。この傾向は草津市のみならず全国的な傾向です。

Q：滋賀県の人口は減少傾向ということだが、草津市の人口は増加しているのか。

A：微増しています。

Q：保険料率の見直しの基礎となる数値は医療費全体か、または納付金か。

A：医療費は県全体で支え合う仕組みですので、納付金をベースになってくるのかと思います。2頁の税率の推移を見ていただければわかりますように、平成26年度の時点で医療分の所得割が6.8%などで、平成27年度に税率の改正をしたところであり、実際に示されました標準保険料率は間違った数値ではないと思います。今後、納付金をベースに県から示された必要額をどのように確保していくかということになると思いますので、それについて、どのように税率を置いていくかということになると思います。それについては基金を活用しながらと考えています。

Q：向こう3年の見込みを立てながら対応することになると思うが、県から納付金の見込みは教えてもらえるのか。

A：向こう3年となりますと、教えてもらえないと考えております。確定も分からない中で見通しは立たないと思います。草津市の財政収支をどのように見ていくかが難しいところだと思います。

Q：資料2の3頁の国の留意事項の通知について、平成30年度に限ってのことか。

A：国保制度改革がありますので、平成30年度を見据えて示されたものと認識しています。

Q：草津市の基金については、制度改革までに使い切ろうという話があったので、この通知を見ると、基金のあり方はますます重要になってくるということで理解すればよいのか。

A：国保制度改革までに基金を使い切るという方針でしたが、平成30年度以降、どのような考え方が国から示されるかわからない部分がありました。今後、現状の基金の状況を踏まえて、基金のあり方を考えていかなければならないと思います。ただ、規模別というのがどの程度かの具体的な基準は示されておきませんので、保険者毎に判断していくのかなと思います。

Q：資料2の4頁について、国保制度改革に伴う課題の③は、基金の活用そのものではないか。その点はいかがか。

A：国の方からもこういったことが示されていますので、市としても、制度改革がスムーズに移行する必要があり、被保険者の負担軽減を図る必要があるということで明記させていただいたところです。国の方でもソフトランディングということで、追加公費1,700億円が投入されて、各都道府県で移行準備を進めてられているところですけど、国の財源を使いながら、基金を使いながらということかと考えているところです。

Q：納付金の精算がないとのことだが、医療費が変動すると標準保険料率も変わるようになるのか。

A：変わると思います。医療費が大きくなれば変わると思います。

3. 草津市国民健康保険保健事業推進計画（案）（特定健康診査等実施計画第3期、データヘルス計画第2期）について

○計画策定の背景と目的

「特定健診等実施計画」と「データヘルス計画」を一体的に策定するとともに、保健事業の全体の方針と方向性を定めて、国保被保険者の健康管理や疾病予防、個々の生活習慣病に合わせた保健事業を実施し、健康寿命の延伸と医療費適正化を目指します。

○計画期間

平成30年度から平成35年度。

○本市の保健事業

特定健診等実施計画およびデータヘルス計画に基づいて、5つの取組を計画に位置付けて、取り組んでいます。

- 1) 糖尿病の予防啓発
- 2) 特定健診の推進
- 3) 特定保健指導の推進
- 4) H b A 1 c 保健指導判定値の人への早期対応
- 5) 医療機関未受診者への受診勧奨

○医療費等のデータ分析の結果

- ・40歳代から生活習慣病の医療費が増加している。
- ・1人当たり医療費が高く、入院・外来・調剤の医療費が増加していること。
- ・「慢性腎不全（人工透析あり）」、「糖尿病」の医療費が増加し、重症化が進んでいること。
- ・主要な死亡原因は、「がん」であること。

○特定健診等のデータ分析の結果

- ・生活習慣病（メタボリックシンドローム）該当者の割合は、男女ともに高い状況であること。
- ・非肥満高血糖者の割合が高い状況であること。
- ・男女ともに、「H b A 1 c」「中性脂肪」の割合が高い状況であること。
- ・地域により生活習慣病の状況に違いがあり、地域の特性を踏まえた対策が必要であること。
- ・野菜摂取量が少なく、脂質エネルギー量が多い状況であること。
- ・運動習慣のある人の割合が低く、健康づくりが必要であること。

○保健事業の全体の方針と方向性

5つの方針と8つの方向性を定めています。

- ・「健康づくり」の方針で「国保制度および保健事業の周知啓発」の方向性
- ・「生活習慣病予防」の方針で①「特定健診受診率の向上」、②「特定保健指導実施率の向上」、③「がん検診受診率の向上」、④「生活習慣病の発症予防」の方向性
- ・「重症化予防」の方針で「生活習慣病の重症化予防」の方向性
- ・「医療費適正化」の方針で「適正な治療と服薬の推進」の方向性
- ・「地域の健幸」の方針で「地域の特性に応じた健康づくり」の方向性

○保健事業の目標・指標

5つの方針と8つの方向性に対応する目標を定めています。

- ・特定健診受診率と特定保健指導実施率は60%。
- ・がん検診受診率は、50%。

質疑等

Q：生活習慣病予防の方針のところの特定保健指導実施率の向上の方向性のところで、県内の各施設で特定保健指導を行う取り組みで、草津市民の皆さんが草津市以外のところで滋賀県内であれば、そこで指導してもらえるとということか。

A：特定健診は、県内のどちらの病院でもできる状態ですので、特定保健指導も結果が出てきた段階で先生なり保健師さんに指導を受けていただきたいということでありまして、県内のどちらの病院で受けていただいても指導を受けていただきたいと考えていることと、市内の施設でイベント等をした際に、特定保健指導の案内をさせていただきたいと考えております。

Q：計画案の66頁で、特定健診の間診票では、運動習慣の割合が高いデータがあるが、このあたりの仕掛けは何か、参考までに教えていただければ。

A：これは平成27年度のデータにはなりますが、従来から健康推進員から運動を推進していただいたり、各地域の中でウォーキングを勧めていただいたりがあるかと思います。今年度から、階段を昇っていただくような仕掛けということで、JR南草津駅の階段にデザインを描いていくということも進めています。3月末には、それも出来上がる予定をしていますし、草津川もウォーキングコースとして整備をしていただいていますし、ノルディックウォークも積極的に進めていただいていると、今後、これらが伸びていってほしいと願いを込めて取り組みを行っています。それと、紹介がありましたとおり、ビワテクアプリで、ウォーキングでポイントがたまるという仕掛けも来年の1月から初めてさせていただく予定をしています。去年から健幸ポイントということで進めさせていただいているものをアプリの中でできる仕組みづくりをさせていただいているものです。

Q：特定保健指導でICTを活用したものはどういうことを考えているのか。後発医薬品についても普及啓発を行うということでどういうことを考えているのか。

A：ICTということですが、ビワテクアプリで毎日歩いていただく、それがカウントされてというような、県内合同で開発しておりまして、特定保健指導に来られた方にご案内して、今後できることであれば今は歩数しか入れることができないですが、将来的に血圧や体重の入力などができるようにしていただければと考えています。

ジェネリック医薬品については、年に2回差額通知をさせていただいて、使用量の推

移などを見させていただいておりますが、草津市では県内でも切替率があまり高くないということで、そのあり方について、回数を増やすかは分かりませんが、国保連合会の方で様式がありますが、はがきの形式で送るか封書で送らせてもらうか、どのようにしたら見てもらえるかなどの検討を行いたいと考えています。

Q：その後の経過というか、差額通知を行った後はどうしているのか。

A：フォローまではできておりません。重複頻回と合わせまして、県全体として共同事業の中でやっていこうと考えております。